

特定建設作業に関する規制基準

規制種別	区域区分	騒音規制法	振動規制法
特定建設業の場所の敷地境界線での基準値	1号・2号	85デシベル	75デシベル
作業可能時刻	1号	AM7時からPM7時	
	2号	AM6時からPM10時	
最大作業時間	1号	1日あたり10時間	
	2号	1日あたり14時間	
作業日数	1号・2号	連続6日を超えないこと	
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日を除く日	
1号区域：第1種・2種低層住居専用地域、第1種・2種中高層住居専用地域、第1種・2種住居専用地域、準居住地域、近隣商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の地域、その他都道府県が定めた地域			
2号地域：工業地域のうち1号地域以外の地域、その他都道府県が定める地域			

音と振動の大きさと感じ方

数 値	騒音 (デシベル)	振動 (デシベル)	震 度
120	飛行機のエンジンの近く		
100	電車が通るガード下	歩いている人にも感じられる	震度4強
85 (基準値)	都市部の電車車内	座りの悪い花瓶が倒れる	震度3強
70	交通の激しい道路	大勢の人に感じる	震度2
60	普通の会話	静止している人にも感じる	震度1

消防法

重機などに使用する軽油などの石油類は、その量が消防法で定められている「指定数量以上」となる場合は消防法第11条による危険物貯蔵所（取扱所）設置許可申請書及び関係書類を提出し、許可を受けてから設置工事を行い、完成検査に合格しなければ使用する事は出来ません。

種 類	設置許可申請範囲	少量危険物貯蔵取扱届出範囲	石油類の類別
ガソリン	200ℓ以上	040ℓ以上 200ℓ未満	第1石油類
軽油・灯油	1,000ℓ以上	200ℓ以上1,000ℓ未満	第2石油類
A重油	2,000ℓ以上	400ℓ以上2,000ℓ未満	第3石油類
重油	6,000ℓ以上	1,200ℓ以上6,000ℓ未満	第4石油類

また火災予防条例58条により、上記に示す指定数量の1/5以上となる場合は、地方条例により少量危険物貯蔵取扱届出書及び関係書類を提出のうえ完成検査を受けなければなりません。

ただし発電機等の内蔵タンクについては、通常は移動用として考えるのでこれらの申請をしておきませんが、常時固定をして使用する場合は設置する地域の市町村または消防署にご相談下さい。

* 発電機の内蔵タンクは最大でも490m³となっております。

ボイラー及び圧力容器の安全規則

コンプレッサー等に付いているレシーバタンクのうち第2種圧力容器（*）については「第2種圧力容器明細書」が必要となります。ただし所轄労働基準監督署への設置届出義務につきましては平成2年に行われた条例改正（条文削除）により不要となりました。

* レシーバタンク内容量が0.04m³以上で圧力が0.2Mpaのものを指します。

電気主任技術者選任について

建設業者等が10kW以上の可搬形発電設備を設置して使用する場合は、電気主任技術者の選任が必要となります。

【選任の届出】

第1種、第2種または第3種電気主任技術者免状を有する者が常駐する場合は、事業所ごとに「主任技術者選任（解任）届出書」を各地方産業保安監督部へ提出する

【選任の届出許可申請】

上記の電気主任技術者免状を有する者が不在で、事業所合計の総出力が500kW未満の場合は一定の条件（下記参照）を満たした知識、技術を有する常駐者を選任するために「主任技術者選任許可申請書」を各地方産業保安監督部へ提出する。

一例として電気工事免状の所有者または工業高校の電気課程で規定の科目を修めて卒業した人連で一定の実務経験がある人（選任許可申請の際には実務経験の詳細報告書類などが必要となります）

【外部委託承認申請】

合計出力が1000kW未満の場合には一定の条件を満たす法人等と保安管理業務の委託契約を結び、外部委託承認申請をすることが可能です。